

湯河原町告示第41号

旧地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条及び旧介護保険料（平成9年法律第123号）第144条の2の規定に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、旧地方自治法施行令第158条第2項、第158条の2第6項、旧国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、旧高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、旧介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項及び湯河原町予算決算会計規則（昭和43年湯河原町規則第12号）第58条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

湯河原町長 内藤喜文

- 1 歳入の収納業務を委託した私人の住所及び氏名
東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス（MMK設置店）
- 2 委託した業務の範囲
町民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納業務
- 3 委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 受託者と提携して業務を行うコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ本部一覧
別紙のとおり